

各介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護保険施設等における高齢者虐待発生時の留意点について

平素より、県の高齢者福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）が平成18年4月に施行されてから、16年が経過しましたが、本県における養介護施設従事者等による高齢者虐待は、令和2年度に4件、同3年度に7件認められるなど、発生が絶えない状況であります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待については、その防止の徹底を図ることはさることながら、現に発生した際には、施設等の中で抱えることなく、高齢者虐待防止法の規定に基づいて通報し、早期に対応することで、事態の深刻化を防ぐことが重要です。

つきましては、介護保険施設等における高齢者虐待（疑いを含む）発生時の留意点について、下記のとおり周知いたしますので、適切にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 高齢者虐待防止法の規定に基づく通報義務の履行について

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等に対し、養介護施設従事者等による高齢者虐待（別添）を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するよう通報義務を規定しています（同法第21条第1項）。

当通報義務について、業務に従事する全ての職員に十分に周知いただき、その履行について徹底していただきますようお願いいたします。（通報段階において、虐待であるかを確定する必要はありません。）

なお、同法では、虐待発生時の通報義務規定の他に、通報が守秘義務違反にはならないこと、及び、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが明記されています。

2 「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づく報告について

県においては、県所管の介護保険施設等に対し、「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」により、高齢者虐待（疑いを含む）発生（発見）から24時間以内に、市町村及び県に報告するようお願いしているところですので、施設等において虐待（疑いを含む）を把握した場合には、速やかに所在地の市町村及び所管の県事務所（岐阜圏域内にあつては岐阜地域福祉事務所）に報告を行っていただきますようお願いいたします。

※ 「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」掲載 URL

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16954.html>

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 3468		
FAX	058-278-2639		

養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型（例）

類型	定義	具体的な行為
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	①暴力的行為 ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	①威嚇的な発言、態度 ②侮辱的な発言、態度 ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ⑥心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ⑦その他（車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。など）
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

出典：厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」